日弁連総第９号
２０１０年（平成２２年）４月２２日

大阪府警察本部
本部長　舟　本　　馨　殿

日本弁護士連合会
会長　宇都宮　健　児

警　　告　　書

当連合会は，Ｋ外３９名及び準学校法人Ｓ朝鮮学園の申立てに係る人権救済申立事件（２００７年度第１２号人権救済申立事件）につき，貴本部に対し，以下のとおり警告をする。

記

第１　警告の趣旨

貴本部は，２００７年（平成１９年）１月２８日，被疑者Ａ，同Ｂに対する電磁的公正証書原本不実記録・同供用被疑事件に関し，民族教育を行う教育機関である準学校法人Ｓ朝鮮学園を捜索場所として大規模な捜索・差押を行い，９件１３点の押収を行った。

しかしながら，この捜索差押は，教育機関である初中級学校を対象とする第三者方捜索であるにもかかわらず，被疑事実との関連性は必ずしも明白ではなく，差押の必要性を欠き，第三者方捜索の特別の要件も充たしていない違法なものであり，実際の押収物も証拠請求すらされない，被疑事実と無関係の物であった。この捜索差押が行われた背景には，朝鮮民主主義人民共和国政府に圧力をかけるという政治的目的の存在が疑われるといわざるを得ない。

このような違法な捜索差押の実施は，憲法３５条，同１３条，同１４条，国際人権（自由権）規約１７条１項，子どもの権利条約３０条及び人種差別撤廃条約２条１項（ａ）等に抵触する重大な人権侵犯行為であったことから，当連合会は，貴本部に対し，今後違憲・違法の捜索・差押を実施して基本的人権を侵害することのないよう，強く警告するものである。

第２　警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり

朝鮮学校強制捜査
人権救済申立事件
調査報告書

２０１０年（平成２２年）４月１５日

日本弁護士連合会
人権擁護委員会

調　査　報　告　書

事件名　朝鮮学校強制捜査人権救済申立事件（２００７年度第１２号）
申立人　準学校法人Ｓ朝鮮学園，Ｋ外３９名
相手方　大阪府警察本部
受付日　２００７年8月2日，同年１０月３１日

第１　結論

大阪府警察本部に対し，同本部が２００７年1月２８日に行った，被疑者A，同Bに対する電磁的公正証書原本不実記録・同供用被疑事件に関し，捜索場所を準学校法人Ｓ朝鮮学園として行った捜索・差押（以下「本件捜索差押」という。）が人権を侵害するものであることについて，別紙警告書のとおり警告を行うべきであると思料する。

第２　申立の趣旨及び理由

１　申立の趣旨

関係各機関に対し，在日コリアンに対する人権侵害を是正するために（Ｋ外３９名申立），並びにＳ朝鮮初中級学校に通う在日朝鮮人児童生徒ら及びその保護者に対する人権侵害を是正するために（Ｓ朝鮮学園申立），以下の警告を行うことを求める。

(1) ２００７年1月２８日に行われた大阪府警察本部によるＳ朝鮮学園に対する立入り等の一連の捜査は，被疑事実と関連性も必要性もないもので違法である。

(2) 前記刑事捜査は，憲法１３条，同法１４条，同法２１条，同法２６条，同法３１条，刑事訴訟法２１８条，同法１９７条1項，あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約２条1項，国際人権（自由権）規約２７条，子どもの権利に関する条約２９条，同３０条に各違反し，Ｓ朝鮮初中級学校に通う在日朝鮮児童生徒ら及びその保護者のプライバシー権，民族教育を受ける権利などの基本的人権を侵害しているため，再びかかる違憲，違法及び条約違反の捜査を行わないように強く警告する。

２　申立の理由

(1) Ｓ朝鮮初中級学校は，Ｓ県在住の在日コリアン（韓国籍，朝鮮籍，日本籍の如何を問わない）児童生徒に対し，朝鮮語による普通教育（民族教

育）を実施するために設立された民族学校であり，準学校法人Ｓ朝鮮学園によって運営されている。

(2) 申立外Ｂは，２００６年８月に，自動車窒素酸化物・粒子状物質削減法（NOx・PM 法）の排ガス基準を満たさない業務用のトラックの使用本拠地を大阪市内から規制地域外のＯ市内に在住する申立外Ａの自宅，同トラックの保管場所をＯ市のＳ朝鮮初中級学校の敷地内の駐車場と各々偽ってＳ運輸支局に登録したという電磁的公正証書原本不実記録罪の被疑事実（いわゆる「車庫飛ばし」）によって，２００７年１月２８日に大阪府警によって逮捕された。

(3) 大阪府警（外事課）は，同日，前記申立外Ｂらの逮捕に伴い，同人ら自宅を強制捜査したほか，在日本朝鮮人総聯合会Ｏ支部やＳ朝鮮初中級学校を百数十名の警察官と機動隊員を動員して強制捜査した。

かかる強制捜査のうち，Ｓ朝鮮初中級学校においてなされた強制捜査の態様は，百数十名の警察官と機動隊がＳ朝鮮初中級学校に出動し，同校を取り囲み，校長室や教員室，教育会室（同校の管理運営業務を行う部署）にまで土足で押し入り，午前８時３０分から午後０時３０分までの４時間にわたって捜索を続けるというものであった。

かかる強制捜査において，大阪府警は，本件被疑事実とは一見して明らかに無関係である，学籍簿（児童生徒の写真，成績，教諭による所見，家族構成，家族の職業等を記載しているもの）を，捜索に立ち会った校長の制止にもかかわらず執拗に閲覧し続けたうえ，被疑事実とは無関係な児童生徒や保護者の住所・家族構成・個人の携帯電話の番号等の個人情報が記載された名簿まで押収した。

かような大阪府警の前記強制捜査は，「北朝鮮」に圧力をかけるという政治目的で行われたもので，違法である。また，その捜査手段は相当性を逸脱しており違法であり，これによって被ったＳ朝鮮初中級学校の児童生徒や保護者の損害は甚大である。

第３　調査の経過（略）

第４　申立人らの提出した資料，警察庁及び大阪府警察本部に対する照会，本件刑事事件確定記録中の資料，並びに事件委員会が収集した資料（いずれも事実認定に用いたものに限る。）

１　申立人らから提出された資料

①　押収品目録交付書
②　当日の現場写真
③　新聞記事（東京新聞２００７年７月５日付け）

２　警察庁及び大阪府警本部に対する照会及びその回答

(1) 当委員会は，警察庁に対し，２００８年１２月２日付けにて，自動車の使用の本拠の位置，保管場所の位置を偽って保管場所証明を受けるいわゆる車庫とばしの事案についての一般的な捜査としての，①車庫とばしの検挙罪名，②２００４年から２００７年までの車庫とばしの検挙件数，③同期間における車庫とばしによる逮捕人員等について照会を行った。

これに対し，警察庁からは，同月１８日付けにて，①「車庫とばしの検挙罪名の主要なものとしては，電磁的公正証書原本不実記録・同供用，有印私文書偽造・同行使，自動車の保管場所の確保等に関する法律違反が挙げられます。」②都道府県警察の交通部門において取り扱った事件で，警察庁が報告を受けたものについて見ると，（イ）車庫とばしの検挙件数は，２００４年において２５０件，２００５年において１３３件，２００６年において２７９件，２００７年において２１４件，（ロ）逮捕人員は，２００４年2人，２００５年6人，２００６年1人，２００７年１２人，との回答がなされた。

(2) また，当委員会は，同じく警察庁に対して，２００９年3月１６日付けにて，U元警察庁長官の発言と本件捜索差押との関連性についての照会を行った。

すなわち，U元警察庁長官が，在任中の２００６年5月２６日，衆議院内閣委員会で，概要，「拉致問題の解決のために，拉致事件の捜査はもとより，その他の北朝鮮関連事件の摘発を活発化することにより，北朝鮮に圧力をかけ，北朝鮮に日本と交渉する気にさせるのが警察の仕事である。今北朝鮮に絡む事件を非常に多く摘発しており，今後も各種事件に大いに取り組むように都道府県警察を督励していく」旨の発言をしているところ，

①　この発言中の「督励」はどのような形式で行われたのか，
②　北朝鮮関連事件の摘発を活発化することにより拉致問題の解決を図るという趣旨が不明確であり，この両者にはどのような関連性があるのか，
③　前記発言中の「北朝鮮が関与しているような事案」「北朝鮮に絡む事案」「各種事件」とはどのような定義，外延のものであるのか，
④　北朝鮮関連事件の摘発の活発化は，具体的にどのようなことを指すのか，

という趣旨である。

これに対して，警察庁からは，２００９年４月１６日付けで警備局外事情報部外事課名において，「平成１８（２００６）年５月２６日に開催された衆議院内閣委員会におけるご指摘のＵ元警察庁長官の発言については，北朝鮮による拉致問題の解決に向けた強い決意を示したものであると承知しています。警察においては，何人に対しても，違法行為があれば，法と証拠に基づき，厳正に対処しているところであります。」との回答がなされたに過ぎず，照会事項に対する具体的な回答はなかった。

(3) さらに，当委員会は，大阪府警察本部に対し，２００９年４月２４日付にて，

「①本件犯罪事実について，大阪府警察本部またはＩ警察署において認知したきっかけはいかなる経緯によるものでしょうか。また，その認知した年月日をご教示ください。

②本件犯罪事実について略式起訴された際の裁判所に提出されたいわゆる一件記録には，犯罪事実認知に至った経緯を報告する捜査報告書が存在しませんが，当該捜査報告書を裁判所に提出しなかったのはいかなる理由に基づくものでしょうか。

③本件犯罪事実の捜査について，大阪府警警備部外事課が関与しておりますが，いかなる事情によるものでしょうか。

④本件犯罪事実の捜査について，少なくとも大阪府警外事課の捜査員が４名，Ｉ警察署の捜査員が６名の合計１０名以上が関与しているようですが，いわゆる車庫飛ばしという軽微犯罪の捜査に，上記のような異例な捜査体制をとられたのはいかなる理由によるものでしょうか。

⑤本件犯罪事実に基づき，２００７年１月２８日に関係各所に捜索差押がなされておりますが，本件犯罪事実の立証については，上記捜索差押以前に収集された証拠により十分とも思われますが，捜索差押により，どのような証拠を収集しようとしたものでしょうか。

⑥上記捜索差押については，Ｓ朝鮮学園についてまでなされておりますが，準学校法人であるＳ朝鮮学園にまで捜索差押をなす必要性はいかなる判断によるものでしょうか。

⑦朝鮮学園に対してなされた捜索差押に際し発布された捜索差押許可状には，「海外送金依頼書，組織図，国内外郵便物及び関係書類」が差し押さえるべき物として挙げられておりますが，これは捜索差押許可状発布請求の際に，請求者がそのような請求をなしたという理解でよろしいでしょう

か。そうだとすれば，上記差し押さえるべき物は被疑事実といかなる関連性があるのでしょうか。

⑧上記Ｓ朝鮮学園に対する捜索差押の際に，学校に通う児童・生徒・保護者らの名簿まで押収されておりますが，これは被疑事実といかなる関連性があるのでしょうか。」

として，本件捜索差押の具体的必要性について照会を行った。

これに対して，大阪府警察本部は，府民応接センター公聴係Ｃ氏から電話で，２００９年5月２５日，口頭にて回答してきたのみである。また，その内容は「警察においては，何人に対しても，違法行為があれば，法と証拠に基づき厳正かつ適法に対処しているところです。なお，ご照会のあった事件の認知経緯，捜査体制，捜索の必要性，収集すべき証拠の範囲等の詳細については，個々の捜査手法に関することであり，今後の捜査活動に支障を及ぼすことから，回答は差し控えさせていただきます。」として具体的な照会事項に対する回答はなかった。

３　本件確定記録中事実の認定に用いた資料は，以下のとおりである。

(1) 確定記録中文書

平成１９年1月２９日付け捜索差押調書（捜索場所朝鮮学園）

平成１８年9月１５日付け捜査関係事項照会書（自賠責保険）

平成１８年9月１３日付け捜査関係事項照会書（全部事項証明書）

平成１８年9月１３日付け捜査県警事項照会書（保管場所証明申請）

平成１８年8月３０日付け捜査関係事項照会書（登録申請書類１式）

平成１８年１１月２２日付けＡの組織性について

平成１９年1月１９日付け被疑車両保管場所視察結果一覧表作成について（外事課４名，Ｉ署６名の捜査体制）

平成１９年1月２５日付け捜索差押許可状請求書

平成１９年1月２５日付け捜索差押許可状

(2) 前記(1)から，捜索差押え以前に以下のとおりの捜査がなされたことが認められた。

①自動車登録に関する資料

平成１８年9月１３日	捜索関係事項照会（Ｓ運輸支局に対し） 自動車登録申請書，登記事項証明書，継続検査申請書
平成１８年１２月8日	Ｂの組織性の捜査報告書
平成１８年１２月１４日	被疑車両の自動車登録申請書の分析（筆跡鑑定

の結果）

②自動車保管場所の証明状況

平成１８年９月１３日　捜索関係事項照会（Ｏ警察署に対し）
自動車保管場所証明申請受理簿，自動車保管場所証明申請等受理中８月４日受理部分写し

同　　日　捜索関係資料照会（Ｓ朝鮮学園の土地建物の登記），捜査関係事項照会（Ｓ朝鮮学園を保管場所とする全車両）

平成１８年１１月１７日　捜索関係事項照会（Ｓ朝鮮学園の法人登記）

平成１８年１１月２２日　Ａの組織性の捜査報告書（朝鮮総連Ｏ支部委員長）

平成１８年１１月２４日　Ａの出勤確認・保管場所の確認捜査報告書

平成１８年１１月３０日　Ｓ朝鮮学園・朝鮮総連Ｏ支部の視察

平成１８年１２月８日　捜査関係事項照会（Ｓ朝鮮学園の平面図）

同　　日　捜査関係事項照会（Ｓ朝鮮学園保有車両の証明申請書）

③被疑車両の稼働状況

平成１８年９月１２日　Ｂの使用車両の照会

平成１８年１２月２５日　被疑車両写真撮影報告書

平成１８年９月１日～平成１９年１月１９日　Ｄ商店視察活動

④被疑車両の保管状況

平成１８年９月１３日～平成１９年１月１４日被疑車両保管場所視察活動

４　事件委員会が収集した資料

①　Ｓ朝鮮学園理事長，同校長，同教務主任，同オモニ会代表，Ａからの事情聴取

②　衆議院内閣委員会議事録平成１８年５月２６日

③　薬事法違反事件，労働者派遣法違反事件，税理士法違反事件に関する捜索に関する報道記事

第５　認定した事実

１　Ｓ朝鮮初中級学校

Ｓ朝鮮初中級学校は，準学校法人Ｓ朝鮮学園が設置運営する学校であり，朝鮮半島出身者とその子孫の学童生徒（韓国籍，朝鮮籍，日本国籍の如何を問わない。）に対して朝鮮語で普通教育を施すことを目的としている。

在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総聯）のウェブサイトには「ウリハッキョ」（朝鮮語で「私達の学校」の意）として全国の朝鮮学校の一覧が掲載されており，その中にＳ朝鮮初中級学校も掲載されている。朝鮮総聯は，朝鮮民主主義人民共和国を支持する在日コリアンの団体である。朝鮮総聯及びその関連団体は，日本政府と朝鮮民主主義人民共和国との間に国交がない中，在日コリアンにパスポート発給を行う大使館類似の機能を果たすことをはじめとして，在日コリアンの経済活動，金融，教育，文化等，在日コリアンの生活全般にわたる広範な活動を行っている。

２　本件捜索差押以前の任意捜査状況

本件車庫とばし事件とされる虚偽の登録申請がなされたのは２００６年８月４日である。

そして，本件車庫とばしにかかる捜査は，遅くとも２００６年８月３０日に始まっている。しかも，通常の車庫とばしの捜査は交通部門において行われるところ，本件においては遅くとも２００６年９月１日以降，複数の大阪府警外事課所属の警察官が捜査に関与している。

その後，前記第４の３のとおり，任意捜査により，自動車登録に関する資料，自動車保管場所の証明状況等の客観的資料の収集，本件対象自動車の稼動状況，保管状況等についての捜査がなされている。

３　本件捜索差押許可状の発付

大阪府Ｉ警察署司法警察員警視Ｅが，２００７年１月２５日，大阪地方裁判所裁判官に対し，準学校法人Ｓ朝鮮学園を含む関連場所５か所，車両４台を捜索場所とする捜索差押許可状の発付を請求し，同日，大阪地方裁判所裁判官Ｆは，それぞれ捜索差押許可状を発付した。

４　捜索差押の被疑事実及び罪名

本件捜索差押許可状の被疑者は，Ｂ他１名，罪名は，電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪であった。

捜索差押許可状には被疑事実の記載を要しない（刑事訴訟法２１９条）ため，許可状には被疑事実の記載はないが，それは同捜索差押許可状請求書記載の「犯罪事実の要旨」と同一であると考えることができる。

「（犯罪事実の要旨）

被疑者Ｂは大阪府大阪市Ｉ区において非鉄金属商Ｄ商店を経営し同店業務及び保有車両を統括管理する者，同ＡはＳ県Ｏ市に所在の在日本朝鮮人総聯合会Ｏ支部の委員長の役職にあるものであるが，両名は共謀の上Ｂが経営するＤ商店所在地を使用の本拠の位置として登録している普通貨物自動車が，

その排出ガスにおける窒素酸化物排出量の諸元値が３８０ｐｐｍであり，「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が適用されることにより，上記窒素酸化物排出量が平均排出ガス基準の２３０ｐｐｍを超えるため，平成１８年８月２４日を超えて同車両の使用の本拠の位置を同法規制の対策地域内にある同店所在地には置けなくなることから，同法の対策地域外のＳ県下のＡ方を使用の本拠の位置等と偽って登録することを企て，平成１８年８月１８日，国土交通省近畿運輸支局において，同車両の移転登録をするにあたり，同支局の自動車登録官に対し，真実は当該自動車の使用者氏名又は名称が「Ｂ」，使用者の住所及び使用の本拠の位置が，「大阪市Ｉ区」であるのに，使用者氏名又は名称を「Ａ」，使用者の住所及び使用の本拠の位置を「Ｓ県Ｏ市」である旨虚偽の内容を記載した移転登録申請書等を提出して虚偽の登録申請を行い，よって，情を知らない自動車登録官をして，即時，東京都中央区築地２丁目１１番１７号ＮＴＴデータ築地ビル内国土交通省自動車交通局技術安全部管理課自動車登録管理室の権利，義務に関する公正証書の原本たるべき電磁的記録である自動車登録ファイルにその旨の不実の記録をさせ，これを即時同所に備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。」

すなわち，大阪市Ｉ区のＢが，知り合いのＡに頼んで，自分の営業用トラックの登録を，Ｓ県Ｏ市のＡの自宅で登録してもらったという事案（車庫とばし）である。その際，Ａの自宅には駐車場がないため，Ａは近所にあるＳ朝鮮学校の駐車場を借りて，車庫として登録したということである。

５　本件捜索差押の「差し押さえるべき物」「捜索すべき場所」

本件捜索差押許可状に記載されている「差し押さえるべき物」「捜索すべき場所」は，次のとおりである。

（差し押さえるべき物）

本件に関係があると思料される

普通貨物自動車，自動車検査証，自動車損害賠償責任保険証明書，自動車保管場所証明書に関する控え書類，運転記録・稼動実態にかかる書類，予定表，運行予定表，配車表，自動車メンテナンス・点検記録にかかる書類，ＮＯｘ・ＰＭ法に関する書類，各種保険支払い関係書類，契約書，身分証明書，明細書，賃金台帳，名簿，出勤簿，タイムカード，業務計画書，業務日誌，会社規約，許可証，国内外郵便物及び関係書類，小切手・手形等の振出控，伝票，金銭出納簿，経理帳簿，会議録，議事録，組織図，登記簿謄本，通信連絡文書，雇用関係書類，請求書，申請書，依頼書，海外送金依頼書，預貯金通帳，印鑑，ゴ

ム印，クレジットカード，会員証，名刺，写真，ネガ，住所録，電話帳，携帯電話，手帳，ノート，鍵，メモ類，パーソナルコンピューター・電磁的記録媒体，デジタルカメラ，カーナビゲーションシステム

（捜索すべき場所）

Ｓ県Ｏ市○町○番○号

準学校法人　Ｓ朝鮮学園

6　本件捜索差押の実施状況

２００７年1月２８日（日）午前９時１０分から午前１１時５８分の間，大阪府警は１５名の捜査員及び数十名の警備部隊をもって，Ｓ朝鮮初中級学校周辺を封鎖したうえ，同校を捜索し，以下の物品を押収した。

①　印鑑箱　１箱

②　携帯電話（NTT ドコモ，N503is）　１台

③　電話帳（青色，Campus 等記載）　１冊

④　電話帳（茶色表紙）　１冊

⑤　名簿（プラスチックのケース入り　秘等記載）　１束

⑥　名刺　１束

⑦　スタンプ（黒色）　１個

⑧　朱肉　１個

⑨　ゴム印（茶色の封書に在中）　５個

7　電磁的公正証書原本不実記録・同供用被告事件の処理結果

２００７年1月２８日，大阪府警外事課は，申立外Ｂ（トラックの所有者），同Ａ（朝鮮総聯Ｏ支部委員長）を電磁的公正証書原本不実記録罪（いわゆる「車庫とばし」）の被疑事実により逮捕した。両名はいずれも起訴され，Ｂは，懲役１年（執行猶予付き）の判決が下され，Ａは，略式起訴で罰金５０万円となっている。

8　警察庁長官の発言

２００６年5月２６日，U警察庁長官（当時）は衆議院内閣委員会において，次の発言をした（以下「U長官発言」という。）。

「やはり私どもは，先ほど申し上げましたように，北朝鮮に圧力をかけるという意味の作業をしていくということが，北朝鮮が何らかの形でそれに対して別の取り組みをしなきゃならないのではないかとか，あるいは，拉致についても何らかの形でやっていかないとこのままでは済まないなと思わせることができる，むしろそういうような方向に持っていくということにしか，私らは貢献できません。」

「かなり今のところは，色々な形で北朝鮮に圧力をかけるような事件に着手して，それもまだ捜査が継続しております。今後も各種事件に大いに取り組むように，都道府県警察を督励していきたいというふうに思っています。」

9　薬事法違反事件，労働者派遣法違反事件，税理士法違反事件での大規模捜索差押の連続的実施

２００６年１１月，警視庁公安部は，医師が医薬品販売許可がないのに，在日朝鮮人女性に栄養剤などを販売し，女性がそれを朝鮮民主主義人民共和国に持ち込もうとしたとして，医師に対する薬事法違反，女性に対する薬事法違反教唆の容疑で，捜査員２７０人を動員して強制捜査を行い，女性の自宅，朝鮮総聯関連施設，総聯祖国訪問新潟出張所など９か所を捜索した。医師と女性は書類送検されたが不起訴となった。

同じく２００６年１１月には，神奈川県警外事課が労働者派遣法違反で４か所を捜索した。朝鮮人人材派遣会社が，無届のまま労働者を派遣したという軽微な事件に関するもので，略式起訴で個人２名と会社が罰金となり終了している。

また，２００６年１２月，２００７年１月及び２月にかけて，兵庫県警外事課が税理士法違反で合計１４か所の家宅捜索を延べ１，０００名の捜査員を動員して行っている。これは，朝鮮総聯系の兵庫県商工会による自主申告納税制度の指導業務をとらえて税理士法違反としたもので，これまで税務当局との打合せにおいても何ら問題にされてこなかったにもかかわらず，県警公安が突然問題化したもので，１名が逮捕・起訴されたものである。

さらに，本件後の２００７年２月には，北海道警外事課が，税理士法違反で，合計１２か所の家宅捜索を行った。これも，朝鮮総聯系の北海道商工会の日常業務を税理士法違反としたもので，４名逮捕され，うち３名が起訴されたものである。

いずれも，軽微な形式犯の罪名の事件に関して，外事課が担当し，多数の捜索場所に多数の警備部隊を動員して捜索を行うという共通点を見て取ることができる。

第６　当委員会の判断

１　本件捜索差押の客観的違法性

(1) 捜索差押の適法性要件

憲法３５条は，「住居，書類及び所持品について，侵入，捜索及び押収を

受けることのない権利」を定め，捜索，押収のためには「正当な理由に基づいて発せられ」た令状が必要とされている。令状さえあれば捜索差押が適法とされるわけではなく，令状が「正当な理由に基づいて発せられ」ていることが適法性の要件となる。正当な理由といえるためには，①捜索差押と被疑事実との関連性が十分に存在すること，②捜索差押の必要性が存在すること，③被告人以外の第三者方への捜索は特別な蓋然性が存在すること，の要件を満たしていなければならない。

(2) 被疑事実との関連性の要件

ア　捜索差押許可状には罪名を記載しなければならない（刑事訴訟法２１９条)。憲法の要請はないにもかかわらず，刑訴法がとくに罪名を記載すべきものとした趣旨は，裁判官が捜査官の提供した資料に基づき，当該事件について犯罪の嫌疑があり，かつ差し押さえるべき物が特定の場所に存在すると思料し，捜索差押という強制処分の必要性を認めた結論としてこれを表示することによって，その令状が憲法３５条にいう正当な理由に基づき発せられたことを明らかにするためである。したがって，捜索差押許可状の目的物とするためには，その物が当該令状中に罪名によって表示される特定の被疑事実と関連性を有するものでなければならない。

この場合，被疑事実を直接証明する証拠はもちろんのこと，いわゆる間接証拠も，情状関係の証拠も，関連性を有することはいうまでもないが，一般に，関連性の程度は，直接証拠，間接証拠，情状に関する証拠の順に弱くなり，それにつれて差押えの必要性も小さくなるものといえる。

最高裁判例も，「犯罪の態様，軽重，差押物の証拠としての価値，重要性，差押物が隠滅毀損されるおそれの有無，差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときには，令状を発付すべきではない」（最決昭和４４年3月１８日刑集２３巻3号１５３頁）と判示しているところ，ここでいう「証拠としての価値，重要性」とは，証拠の関連性の程度を示すものにほかならず，したがって，ある物について差押令状を発付するためには，その物が被疑事実との間に単に関連性を有するというだけでは足りず，その関連性が，最高裁決定に示された最低限の差押えの必要性を担保する程度に濃いものであることを要する（田宮裕編『刑事訴訟法Ｉ』３７９頁・有斐閣 1972 年）のである。

以上より，とりわけ差押目的物が間接証拠や情状に関する証拠である場合には，その関連性の程度について，上記の観点から慎重に検討する必要があるというべきである（佐々木史郎他編『増補令状基本問題』２１３頁・一粒

社増補版 1996 年)。

イ　本件は電磁的公正証書原本等不実記録罪，同供用罪の被疑事実，つまりいわゆる「車庫飛ばし」の事案であるところ，当該車庫とばしの事案において収集する必要のある客観的証拠としては，「自動車登録ファイルの新規登録や自動車保管場所の証明書の申請状況，住居の虚偽移転申請状況などの資料」「自動車販売に関する注文書・契約書，保管場所所有者と使用者の契約関係書類，自動車損害賠償保険会計書類，自動車検査証等」などがあげられる。これらの書証を収集すれば，犯罪を立証しうる（藤永幸治他編『シリーズ捜査実務全書１４　交通犯罪』東京法令出版 1996 年）とされている。

本件において，これらの客観的証拠は，すべて任意捜査ですでに収集されていた。

ウ　保管場所使用承諾証明書提出者に対する強制捜査・差押え（本件学校法人Ｓ朝鮮学園に対する強制捜査・差押え）

本件捜索場所であるＳ朝鮮学園は，被疑事実である虚偽登録において車両の保管場所とされていたという関連性を有することは確かである。しかし，Ｓ朝鮮学園が，近隣に住む知人に駐車場の使用許諾を与えたこと自体は適法な行為であり，問題とされることではない。

また，何らかの関連性があれば捜索が正当化されるわけではなく，その関連性が最低限の差押えの必要性を担保する程度に濃いものでなければならない（前記田宮裕編『刑事訴訟法Ｉ』３７９頁）が，本件においては，そのような濃い関連性というものは到底認められない。すなわち，Ｓ朝鮮学園がその保管場所の使用許諾をした事実は，捜査上必要な情報であるが，それは，すでに「保管場所使用承諾証明書」が捜査当局に収集されていることで明らかになっていることである。同証明書には，「学校法人Ｓ朝鮮学園　理事長Ｇ」のゴム印と法人の捺印がなされており，駐車場所の指定までなされているのである。保管場所に関わる客観的証拠としてはすでに十分な収集が終わっているといわなければならない。それ以外に自動車保管場所として証拠として考えられるものが特にないのであり，Ｓ朝鮮学園には前記の「濃い関連性」が認められない。

仮に，本「保管場所使用承諾証明書」が偽造されていたのではないか，ゴム印や印鑑の真偽の確認の必要があるのではないかということが考えられなくはないが，真偽の確認ならば任意の捜査で簡単に目的を達することができるこ。さらに，その真偽によって影響を受けるのは本件においては被疑者らの情状に過ぎず，強制捜査を行わなければならない関連性までは認められな

い。すなわち，印鑑が偽であるかどうかは，偽であれば，学園が被害者の立場になることであって，強制捜査によることとはますます相容れないことになる。

その他，Ｓ朝鮮学園に関して，被疑事実と関連し，捜査上必ず必要とされる「物」は存在しないといい得る。

エ　そして，実際に，本件で押収されている押収物は，後記最高裁決定に示された最低限の差押の必要性を担保する程度の関連性すらも疑わしいものであった。現に，本件で押収された９件１３点の押収物はすべて，裁判において証拠請求されなかったのである。

特に，電話帳や名刺などは，当連合会から，個別の押収物と被疑事実との関連性について照会を行ったにもかかわらず，大阪府警が何ら実質的な回答をしなかったことも併せ鑑みれば，本件被疑事実との関連性は乏しいものといわざるを得ない。

さらに，Ｓ朝鮮学園保護者の連絡先が記載された学園関係者の名簿については，本件被疑事実とは何らの関係もないものである。

以上の事実からすれば，本件捜索差押について，被疑事実との関連性の要件を満たしているものとはいえない。

なお，本件は，任意捜査で得られた証拠により立件され，有罪が確定している。

(3) 捜索差押の必要性の要件

ア　刑事訴訟法２１８条は，捜索差押の要件として，「犯罪の捜査をするについて必要があるときは」という要件を求めている。

この点につき，最高裁決定は，上記のとおり「犯罪の態様，軽重，差押物の証拠としての価値，重要性，差押物が隠滅毀損されるおそれの有無，差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときには，令状を発付すべきではない」としている（最決昭和４４年３月１８日刑集２３巻３号１５３頁）。

イ　捜索差押の必要性についても，本件が自動車の使用の本拠としての登録場所について虚偽の場所を申請するいわゆる「車庫とばし」であり，一般的に比較的軽微な形式犯とされていること，前記１（２）イであげた被疑事実の立証に必要不可欠な資料は，本件捜索差押に着手する以前の任意捜査によって，すでに大阪府警がすべて入手していたこと，隠滅毀損されて犯罪の証明に支障を来すべき証拠の存在は認められないことからすれば，本件捜索差押えの必要性は認められない。また，通常，保管場所の使用承諾者に対しては

任意の聞き込みがなされるだけであるところ通常の聞き込みで目的が達せられない事情は存在しないことからも，本件において，教育機関であるＳ朝鮮学園に対して大規模な捜索差押を行う必要性は認められない。

ウ　実際捜索した結果，本件で押収された９件１３点の押収物はすべて裁判において証拠請求すらされなかったことから見ても，強制捜査を行う必要性がなかったことは明らかといわざるを得ない。

(4) 第三者方捜索の要件

ア　刑事訴訟法２２２条１項により準用される刑事訴訟法１０２条２項は，「被告人以外の者の…住居その他の場所については，押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り，捜索をすることができる。」と規定し，これを受けて，刑事訴訟規則１５６条３項は，「被疑者又は被告人以外の者の…住居その他の場所についての捜索のための令状を請求するには，差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。」と規定している。

イ　本件捜索差押は，被疑者Ａ，同Ｂの犯罪事実を対象とするものであるから，本件は捜索場所を第三者方とする捜索差押である。実質的に見ても，Ｓ朝鮮学園は近隣に住む知人である被疑者Ａに駐車場の使用を承諾したために，車両の保管場所として登録されたに過ぎず，そのことは犯罪でも問題とされる行為でもない。Ｓ朝鮮学園を被疑者に準じるものとして扱う根拠は認められない。

　したがって，大阪府警が捜索差押を行うにあたっては，差し押さえるべき物の存在が認められるに足りる特別な状況でなければならず，その蓋然性が疎明されなければならないが，実際差し押さえられた物で証拠とされたものは一点もなかったことからも明らかなように，本学園に差し押さえるべき物の存在を認める状況ではなかったのである。本件に関して当連合会からの照会に，大阪府警が何ら実質的な回答をしないことも併せ鑑みれば，第三者方捜索の要件も満たさないものといいうる。

(5) 客観的違法性の結論

　以上のとおり，本件捜索差押は，被疑事実との関連性が明らかではなく，差押の必要性にも欠けるものであり，また第三者方捜索の特別の要件も充たしていないものであるから，捜索差押行為は，客観的に違法なものであったと認めることができる。

２　本件捜索差押の主観的違法性

(1) 別目的の捜索差押の違法性

最判昭和５１年１１月１８日は，「憲法３５条１項及び刑訴法２１８条１項，２１９条１項の趣旨からすると，専ら別罪の証拠に利用する目的で差押え許可状に明示された物を差し押さえることは禁止される」と別件捜索差押は違法であると判示する（同旨の裁判例として広島高判昭和５６年１１月２６日）。

このように別件捜索差押を違法とする趣旨からは，専ら利用しようとする別罪が想定されておらず，専ら被疑事実の立証以外に利用する目的での捜索差押も違法になると解される。別件捜索差押の場合は，それでも刑事手続に使用する目的であるのに違法とされるのであるから，刑事手続に使用する目的でさえない場合は，よりいっそう違法性が高いというべきだからである。

また，警察法２条１項は「警察は，個人の生命，身体及び財産の保護に任じ，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と規定し，同条２項は「警察の活動は，厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって，その責務の遂行に当っては，不偏不党且つ公平中正を旨とし，いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定する。また刑事訴訟法２１８条は，捜索差押の要件として，「犯罪の捜査をするについて」と規定する。

本件においては，捜索差押の客観的違法性に加えて，別目的での捜索差押という主観的な違法性の要素も問題となる。

(2) ２００６年５月のＵ警察庁長官（当時）により，拉致問題解決のために朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に圧力をかけるのが警察機関の役目であり，警察は現在北朝鮮に絡む事件を非常に多く摘発しており，今後も大いに取り組むという趣旨の発言があった。そして同年１１月には，前記認定の薬事法違反事件があり，警視庁公安部が２７０人を動員して強制捜査を行っている。また同じころ，神奈川県において労働者派遣法違反事件での大規模な捜索，兵庫県や北海道における税理士法違反事件での大規模な捜索が行われている。そして本件捜索差押は２００７年１月２８日に，いわゆる「車庫とばし」の被疑事実で，大阪府警の外事課が百数十人を動員して強制捜査を行ったものであり，実際に押収された物はＳ朝鮮学園保護者の連絡先が記載された学園関係者の名簿等の人的関係調査目的の物であった。

これらＵ長官発言の内容及び時期，薬事法事件，労働者派遣法違反事件

（神奈川県），税理士法違反事件（兵庫県・北海道）及び本件捜索差押の時期，被疑事実，警察内の担当部署（外事課），動員人数，押収物の内容，処分結果等をあわせ見れば，本件捜索差押は，朝鮮総聯関係団体の組織を解明し，その日常的活動に打撃を与えることで，朝鮮民主主義人民共和国政府に対し拉致事件に関し圧力を加えるという政治的目的で行われたものでないかが疑われるところである。

３　人権侵害性

(1) 憲法３５条

憲法３５条は，「何人も，その住居，書類及び所持品について，侵入，捜索及び押収を受けることのない権利」を定めている。また，国際人権（自由権）規約１７条１項は，「何人も，その私生活，家族，若しくは通信に対して示威的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定し，２項は，「すべての者は，１項の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と規定している。

捜索差押は，これら個人の私生活の領域に対する侵されない権利に対する重大な侵犯をもたらすものであるから，当該被疑事実の捜査の必要性に見合った相当の限度で許容されるものとされているのである。

それにもかかわらず，本件捜索差押は，前記のとおり，被疑事件との関連性もなく，捜査の必要性を認めることのできない物に対して行われ，しかも朝鮮初中級学校という教育機関に対して実施されたものである。そのうえ，この捜索差押は，朝鮮民主主義人民共和国政府に対し拉致事件解決のための圧力を加えるという政治的目的から行われた疑いが払拭できないのである。

このような本件捜索差押は，憲法３５条及び国際人権（自由権）規約１７条１項に抵触し，朝鮮学校に通う児童・生徒やその保護者，先生や学校関係者らの住居等不可侵の権利を侵害するものである。

(2) プライバシー権（憲法１３条）

大阪府警が本件捜索差押において，前記認定のとおり違法に，Ｓ朝鮮初級学校の職員，児童・生徒とその保護者の個人情報が記載された名簿や電話帳を押収したことにより，これらの人々のプライバシーが違法に侵害され，憲法１３条を侵害したと認められる。

(3) 民族教育を受ける権利（子どもの権利条約３０条）

在日コリアンの子どもが朝鮮語及び朝鮮の民族文化を継承することのできる教育を受ける権利，言い換えれば民族教育を受ける権利は，子どもの

権利に関する条約３０条で保障されており，Ｓ朝鮮初中級学校はこの権利を実現するための教育施設である。

本件捜索差押は，前記認定のとおり関連性も必要性もないのに違法に行われ，その背景として朝鮮民主主義人民共和国政府に対し拉致事件解決のための圧力を加えるという政治的目的が疑われるものである。教育施設が違法な捜索差押の対象となれば，通学する児童は，安んじて通学をすることができなくなり，引いては，民族教育を受ける権利を享受することを萎縮する結果を招来しかねない。したがって，本件捜索差押は，Ｓ朝鮮初中級学校に通学する児童の民族教育を受ける権利を侵害するという側面もあるものと考えられる。

(4) 在日コリアンに対する民族差別（憲法１４条，人種差別撤廃条約）

人種差別撤廃条約（以下「条約」という。）１条１項は，「この条約において「人種差別」とは，人種，皮膚の色，世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別，排除，制限又は優先であって，政治的，経済的，社会的，文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定義する。同条約２条１項は，「締約国は，人種差別を非難し，また，あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため，(ａ)各締約国は，個人，集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。(以下略)」と規定する。

本件捜索差押は，背景として拉致問題解決のために朝鮮民主主義人民共和国政府に圧力をかける政治的目的が疑われ，前記認定のとおり，差押と被疑事実との関連性，捜索差押の必要性がともに認められない違法なものであるから，仮に本件捜索差押の対象がＳ朝鮮初中級学校ではなく日本の学校であったならば，本件のごとき強制捜査は行われなかったと考えられるものである。すなわちＳ朝鮮初中級学校は，同校が朝鮮民主主義人民共和国を支持する在日コリアン団体である朝鮮総聯の関連団体の一つであると見られることに基づいて，警察から違法な強制捜査を受けたのであるから，本件捜索差押は，条約１条１項に定める「民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別，制限であって，社会的，文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を」「享有し又は行使する

ことを妨げる」「効果を有するもの」としての「人種差別」に該当し，条約２条１項（ａ）に違反するものである。同様に，憲法１４条１項の「人種，信条，社会的身分により」「社会的関係において」差別するものにあたり，同条に違反する。

４　令状請求及び執行者の責任

(1) 本件捜索差押の令状請求は大阪府警察本部警察官により行われ，同本部警察官らによって執行された。

これまでに認定したように，この捜索差押は，被疑事件との関連性，必要性等の要件を欠き，客観的に違法である。また，その背景として拉致問題解決のために朝鮮民主主義人民共和国政府に圧力をかけるという政治的目的が疑われるものであり，このような違法な令状を請求し，執行した者の責任は重大であるといわなければならない。

(2) 警察組織（警視庁公安部）による同種事案の頻発

当連合会は，宗教団体に関する事件に関し，警視庁公安部が行った捜索に対し，次のとおり警告している（２００３年４月２８日日弁連総第１号)。

「これら５月２９日以降の一連の捜索・差押は，当該被疑事実の立証ではなく，専ら，申立人の組織性の解明やその活動状況の把握等の別目的により実施されたものといわざるを得ず，憲法３５条に抵触するものであるばかりか，膨大な数の当該ビラ及びその他の物の差押に至っては，申立人及びその構成員の表現の自由をはじめとする権利・自由を蹂躙した重大な人権侵犯行為であったといわざるを得ない。」

また，当連合会は，２００５年３月にも，ＪＲ総連に関する事件に関して警視庁公安部が行った捜索に対し，同様の警告を行っている。さらに，当連合会は，２００６年３月にも，宗教団体に関して警視庁公安部が行った捜索に対し，同様の警告を行っているのである。

このように，これまでも警察組織が行った違法な捜索に対し，繰り返し警告を行ってきたにもかかわらず，またもや大阪府警が同様の人権侵害行為を行ったものであり，あらためて強く警告に及ぶ必要があるものといわざるを得ない。

５　令状発付の責任

本件の捜索差押許可状は大阪地方裁判所裁判官が発している。令状発付の際に請求者の主観的な違法目的まで見抜くことは困難であったとしても，本件捜索差押は，前述のとおり客観的に明らかに違法であるといえるものであり，令状審査にあたる裁判官は当然にチェックすべきものであった。それが看過され

たことは極めて遺憾なことである。本件で教育の場であるＳ朝鮮初中級学校に対する不必要な捜索を可能にする令状が出されていることは，前記最高裁判例（最決昭和４４年３月１８日刑集２３巻３号１５３頁）からも極めて問題であり，厳しく指摘しなければならない。

とりわけ，本件では，朝鮮民主主義人民共和国と日本政府との間に，拉致問題，核開発問題，ミサイル発射問題などの敵対的政治状況があることを背景として，同国を支持する朝鮮総聯とその関連団体に対する敵視や反感の風潮が国内に醸成されている中での，朝鮮学校とその学童・保護者の人権が問題となっている。国家間の相克の中で，敵対国に属すると見なされた人々に対する人権侵害が苛烈なものとなり得ることは，歴史が教えるところである（たとえば第二次世界大戦中のアメリカ合衆国での日系人収容等）。このような風潮の中で行われた本件捜索差押令状の請求であるから，特にこの令状発付裁判官の責任は重大であったことを強調しなければならない。

6　結論

以上のとおり，大阪府警察本部に対する本申立を理由あるものと認め，また，警察の組織において同種事案が繰り返され数度の警告がなされていること等の事情をも考慮して，前記第１記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

以　　上